

保護者様

学校法人貴庵寺学園リリー幼稚園  
園長 川柳玄弘

学校感染症による出席停止について

下記の疾病にかかっている、又はその疑いがあります。医師の診断を受け、学校保健安全法施行規則第 19 条の規定により出席停止をしてください。治癒しましたら、登園許可証明書に医師に記入してもらい園へ提出してください。

種	学校伝染病名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りでない)
1	病名 ( )	治癒するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
3	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ ・ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス ・ パラチフス 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎	症状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の伝染病 ( )	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※ 学校保健安全法施行規則第 21 条には、「校長 (園長) は学校内 (園内) において感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等 (幼児) を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医 (その他の医師) に診断させ、法第 19 条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他の適当な処置をするものとする。」と定められています。

.....キリトリ.....

登園許可証明書

学校法人貴庵寺学園リリー幼稚園長様

\_\_\_\_\_くみ なまえ\_\_\_\_\_ (保護者記入)

1. 病名を記入または、○で囲んで下さい。

第一種	病名 ( )
第二種	百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 ( )

2. 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染する恐れがなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医師名 \_\_\_\_\_ 印